

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人



* 住民税変更月です *

6月分給与より住民税が変更されます。給与計算の際は、お気を付けてください。
また、社会保険算定基礎届の提出が7月に迫っています。お心積もりをお願い致します。

* 令和4年度税制改正のポイント① *

◆ 住宅ローン控除制度の見直し

住宅ローン控除の適用期限を4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)します。

[2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置]※1

- ・省エネ性能等の高い認定住宅等(※2)につき新築住宅等・既存住宅ともに借入限度額を上乗せします。
- ・令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化します。

<住宅ローン控除の対象となる住宅>

	見直し前		見直し後		省エネ性能等 ↑ 高 ↓ 低
	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	令和4-5年入居 認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	令和6-7年入居	
新築住宅・ 買取再販住宅 (※3)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円	4,500万円	↑ 高 ↓ 低
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	4,500万円	3,500万円	
既存住宅	一般住宅	4,000万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	↑ 高 ↓ 低
			その他の住宅(※4)	3,000万円	
	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)			3,000万円	
	一般住宅	2,000万円	その他の住宅(※4)	2,000万円	

※1 現在、日本では、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」ことを目標としています。

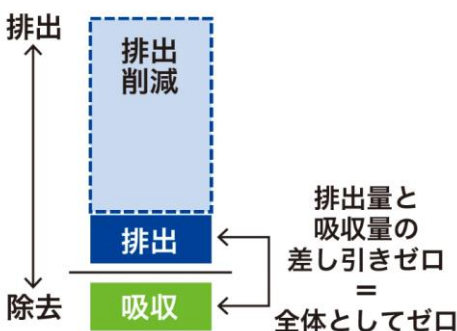
※2 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指します。

[用語解説]

①カーボンニュートラルとは・・・気温上昇の主な原因である温室効果ガスの排出を極力抑えつつ、出ってしまった分に関しては同じ量を吸収・除去することで、排出量を実質的にゼロ(正味ゼロ・ネットゼロ)にすることです。

「カーボン」は炭素、「ニュートラル」は中立を意味し、「脱炭素」「カーボンゼロ」とも言います。

②ZEHとは・・・Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を略した言葉になります。読み方は「ゼッチ」。「ゼロエネルギー住宅」とも呼ばれています。住まいの断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅を指します。



出典：資源エネルギー庁「温室効果ガス実質ゼロのイメージ」

◇申告書の提出期限

提出月	6月	7月	8月
確定申告	4月決算	5月決算	6月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	10月決算 7月、10月、1月決算	11月決算 8月、11月、2月決算	12月決算 9月、12月、3月決算

コロナ関連助成金等一覧

※2022.6.1(水)現在の情報です。

現在申請の出来るコロナ関連助成金等を一覧にしております。

コロナ関連の助成金等は期限の延長や対象業種の拡大など時間の経過により申請要件等内容が変更されることがあります。申請できるかのご判断や、詳細、Q&Aに関してはお客様ご自身でホームページなどをご確認ください。なお、申請に必要な会計帳簿等がございましたら担当者までご連絡下さい。

お客様ご自身で申請が難しい場合は申請を代行いたしますのでご連絡ください。

ただし、助成金ごとに添付書類や記載事項が異なり、申請が複雑なため申請先から訂正や追加書類に関する連絡が入ることがあります。弊社で全て対応させていただきますので、その旨ご連絡をお願い致します。早期の入金をご希望のお客様はご自身で申請されることをお勧めします。

※申請代行手数料といたしまして、助成金等金額の10%を頂戴いたします。

◆事業復活支援金 **延長になりました!**

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

対象者：①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者で、基準期間(11月～3月)の合計売上高と対象月×5を比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額：基準期間(11月～3月)の売上高－対象月の売上高×5

申請期間：2022年1月31日(月)～6月17日(金) ※事前確認は6月14日(火)までです。

なお、申請に必要な「申請IDの発行」は5月31日(火)までです。

売上高減少率	個人事業者	給付上限額		
		法人		
		年間売上高* 1億円以下	年間売上高* 1億円超～5億円	年間売上高* 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

*基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

[NEW]差額給付の申請期間：2022年6月1日(水)～6月30日(木)

対象要件：①2022年3月までに、売上高減少率△30%以上50%未満で申請し、給付を受けたこと

②①の対象月より後の月で、①の申請をした月から2022年3月までのいずれかの月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して50%以上減少していること

③②の月間事業収入等の減少が、①の申請時点では予見されなかった新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、自らの事業判断によらないで生じたものであること など

◆滋賀県事業継続支援金 第4期

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syokouroudou/323459.html>

対象者：①国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方

②2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が2018年11月から2021年3月までのいずれかの同月と比べ30%以上減少した県内中小企業者等

※国の事業復活支援金を受給されていない事業者は対象外となります。

給付額：中小企業20万円、個人事業主10万円 申請期間：3月16日～7月中旬



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町121番1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町5番39号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717